

調理師の皆様へ！！

電子申請による届出が可能です
(詳細は裏面をご確認ください)

令和6年は調理師業務従事者届出の該当年です。

就業している調理師は、「調理師業務従事者届」を提出しなければなりません。
調理師法では、2年ごとに知事に届け出ることが義務づけられています。
令和6年12月31日現在の状況を、令和7年1月15日までに届出てください。

1 届出の必要な調理師

令和6年12月31日現在、調理師免許を有し、次の施設又は営業で、調理の業務に従事されている方。(パート、アルバイトの方も含みます。)

区分	施設
1. 寄宿舎	社員寮、学生寮等
2. 学校	幼稚園、小・中学校(学校給食センター含む)、高等学校、専修学校等
3. 病院	病院
4. 事業所	会社、工場、事業場、官公庁等の食堂等
5. 社会福祉施設	老人福祉施設、障害者施設、保育所等児童福祉施設、保護施設等
6. 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人ホーム
7. 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8. 飲食店営業	飲食店、仕出し屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9. 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10. そうざい製造業	通常副食物として供されるものを製造する営業施設
11. 複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業
12. その他	上記に該当しない施設

2 提出方法・期限

別紙様式により、令和7年1月15日(水)までに、届け出てください。

※ ただし、土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は受付を行っていません。

3 届出先及び問い合わせ先(裏面参照)

- ・(一社) 富山県調理師会本部・各支部
- ・最寄りの厚生センター及び支所
- ・富山県厚生部生活衛生課

※富山市保健所では受付を行っていませんので、ご注意ください。

※届出は、郵送でも受け付けております。

宛先：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部生活衛生課



調理師業務従事者届を受理する場所一覧

調理師会

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
(一社) 富山県調理師会	930-0804	富山市下新町8-16「自治労とやま会館」内	076-433-6640

厚生センター等

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
新川厚生センター	938-0025	黒部市堀切新343	0765-52-1225
〃 魚津支所	937-0805	魚津市本江1397	0765-24-0359
中部厚生センター	930-0355	中新川郡上市町横法音寺40	076-472-4094
高岡厚生センター	933-0806	高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎内）	0766-26-8417
〃 射水支所	939-0351	射水市戸破1875-1	0766-56-2666
〃 氷見支所	935-0021	氷見市幸町34-9	0766-74-1780
砺波厚生センター	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-4507
〃 小矢部支所	932-0833	小矢部市綾子5532	0766-67-1070
富山県厚生部生活衛生課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3230

調理師業務従事者届は電子申請も受け付けています。

※ 土日祝日も申請できます。(令和7年1月15日(水)まで)



二次元バーコード
(調理師業務従事者届 電子申請)

電子申請 URL : <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1RqnUabn>